

お知らせ



埼玉県収入証紙代金還付申請

埼玉県収入証紙は、令和6年3月末で利用を終了しました。
未使用の証紙(汚損、毀損した証紙を除く)を保有している場合は、令和10年12月未まで、証紙を返還して、証紙代金の還付を受けることができます。
※詳細は県ホームページをご覧ください。
問合せ 県出納総務課 ☎048(830)5714



市役所の代表電話は ☎0480(43)1111 です
(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

会計年度任用職員募集

申込書や詳細はホームページをご覧ください。
▼保育士・保育補助募集人数
保育士資格を有する人/2人
保育士資格不要/3人
※勤務日数・勤務時間は相談により決定することが出来ます。
問合せ こども支援課 ☎(42)8454
▼アフタースクール講師
内容 児童の放課後学習の支援
条件 教員免許を有する人
募集人数 4〜7人
勤務場所 幸手市内の指定された小学校

計画などの策定

▼幸手市地域公共交通計画
市内の公共交通を将来に渡り確保・維持するための今後の取組みの方向性を示しています。
計画期間 令和6年度〜令和10年度
閲覧場所 市ホームページ
問合せ くらし防災課
▼幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6年度〜8年度に必要な介護サービスの見込み量や提供体制、65歳以上の人の介護保険料などを定めています。
閲覧場所 市ホームページ
問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444
▼第3次幸手市教育大綱
教育、学術および文化の更なる振興を図るための基本となる目標や施策を定め

低所得世帯臨時特別給付金

問合せ 学校教育課 内線6332
価格高騰の影響を踏まえ、低所得世帯を支援するため、給付金を支給します。
対象基準日令和5年12月1日
①令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主
②18歳以下の児童が同一世帯に属する
令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯の世帯主
給付額 ①一世帯あたり10万円
②18歳以下の児童1人あたり5万円
申請方法 確認書に必要事項を記入の上返送(振込み予定は4月下旬以降)
申請期限 6月30日(日)
※詳細は市ホームページをご覧ください。
問合せ 給付金問合せ窓口 ☎(43)5110

7月実証運行開始「幸手市乗合型デマンドタクシー」

利用者 市内在住の人で、事前利用登録をしている人
基本運賃(1乗車) 中学生以上/300円、小学生/200円、乳幼児/無料
運行路線 幸手駅〜杉戸高野台駅・「ミニミニ」センター〜東鷲宮駅
※停留場以外での乗降はできません。
※詳細は市ホームページ ☎13628(または広報さつて5月)までお知らせします。
問合せ くらし防災課

マイナンバーカード申請時来庁方式の受付

初めてマイナンバーカードを作成する人を対象に申請書作成の補助を行います。
写真撮影や申請書記入もお手伝いします。
受付 平日午前9時〜正午、午後1時〜4時(予約制)
期間 12月27日(金)まで
場所 市民課マイナンバーカードコーナー
※詳細は、市ホームページまたは電話でご確認ください。
予約 ①インターネットから
※下記QRコードから。
②電話から ☎(43)1111(内線128)

特別障害者手当・障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する人を対象にした手当です。障害者手帳の所持により支給されるのではなく、所得や医師の診断書に基づき支給判定しています。
▼支給額改定
特別障害者手当(月額) 2万8840円
障害児福祉手当(月額) 1万5690円
経過的福祉手当(月額) 1万5690円
問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435

児童扶養手当・特別児童扶養手当額の変更

令和6年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額が3%の引き上げとなります。
▼児童扶養手当(月額)
児童1人 4万5500円〜1万7400円
第2子加算 1万7500円〜53800円
第3子加算 64500円〜32300円
▼特別児童扶養手当(月額)
1級 5万5350円
2級 3万6860円
問合せ こども支援課 ☎(42)8454

木造住宅耐震補助

昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築した、旧耐震基準の木造一戸建て住宅などの耐震診断や、診断結果から耐震改修が必要と判断され実施する耐震改修工事を対象に補助を行います。
問合せ 市民課 内線123
幸手市水道事業審議会委員公募 委員募集

保養施設宿泊費助成

対象 保養施設に宿泊する日につきの要件のいずれかに該当し、助成券交付時点で保険料(料)の未納がない人
・国民健康保険被保険者
・後期高齢者医療被保険者
助成額(1人・1泊あたり)
・大人(12歳以上) / 2000円
・小人(3歳以上12歳未満) / 1000円
申込み ①保養施設に予約
②保険年金課に申し込み、後日助成券が送付される
③宿泊時に助成券を保養施設に提出
※保養施設の一覧や詳細は市ホームページをご覧ください。
問合せ 保険年金課 内線143

就学援助の申請受付

問合せ 建築指導課 内線572
小・中学生がいる家庭で、学用品費や給食費などの支払いが困難な家庭に、費用の一部を援助します。
対象 ・世帯の前年所得の合計が、市の定める基準額以下の家庭
・生活保護が停止・廃止された家庭
・市民税が非課税・減免された家庭
・児童扶養手当の支給を受けている家庭
申請期限 4月30日(火)まで
申請方法 申請書に必要事項を記入し、学校教育課または各学校へ提出
添付書類 賃貸住宅に在居の場合、契約書や家賃通知書などの写し
※申請理由が「減免」の場合、「減免通知書」などの写しも添付してください。
※毎年度、申請が必要です。
※認定審査は、市民税の申告内容を参考に
※3月に新小学1年生を対象とした就学援助費の支給を受けた家庭も、改めて申請してください。
問合せ 学校教育課 内線634

市民農園利用者募集

利用期間 5月1日〜令和7年3月31日
場所 大字幸手2814・1
募集区画 14区画(30m/区画)
使用料 1区画7000円/年
※年度途中からの利用の場合は、月割計算した金額となります。
申込み 4月17日(水)までに電話またはFAX
※申込み多数の場合は抽選になります。
問合せ 農業振興課 内線535・FAX(43)1123



幸手市役所ホームページ
https://www.city.satte.lg.jp/ 幸手市 検索

市長コラム



幸手市長 木村純夫

「辛から幸」へのプラスワン

令和6年度がスタート。今年の1月、例年どおり、市長と職員の意見交換会(管理職・主査を除く約170名、全13回)を実施しました。若手職員との意見交換会が、市政運営上極めて有効・有意義であることは論を待ちません。今後、課題山積みの市政を前進させるためには、若手職員の「プラスワン」が大きな力となります。
辛(からい、つらい)に1本足すと、幸手の幸(さち、さいわい)になります。市役所の職員が自分だけのプラスワンを探し、成果・結果を導き出すことにより、大きな実績が生まれます。「1人の100歩より、100人の1歩」を大切にしていけます。ニーズが多様化する時代だからこそ、若い人たちの自由な発想から幸手市のポテンシャルを活かした次の一手を期待します！
かの松下幸之助氏語録に「強い決意から全てが始まる、机上の論より実地の汗、心の成長に限りなし」があります。政策に職員の若い力を結集し、そこに市民の声をしっかり反映させ、透明で開かれた未来志向の市政運営を目指します。